

健発0520第5号
平成28年5月20日

各 都道府県知事
政令市市長
中核市市長
保健所設置市市長
特別区区長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律の公布について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律については、本年2月9日に第190回通常国会に提出され、同年5月13日に可決成立し、本日、平成28年法律第46号として公布されました。

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、貴職におかれでは、その趣旨について十分御了知の上、各都道府県におかれでは、管内市町村を始め、管内の肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患専門医療機関、がん診療連携拠点病院、県医師会等の関係団体等に対する周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

B型肝炎訴訟については、現在、電話相談窓口(03-3595-2252。平日9時から17時まで。)を設置するとともに、厚生労働省のホームページにおいて、B型肝炎訴訟で救済を希望される方々に対し、和解の仕組みを分かりやすくお知らせするための「B型肝炎訴訟の手引き」を掲載しているところであるので、必要に応じてご参照ください。

また、給付金制度をご存じない方が多いと考えられることを踏まえ、B型肝炎ウイルス検査結果の通知やB型肝炎患者への医療費助成の手続の機会等を捉えてリーフレットをお渡しするなど、給付金制度の周知・広報へのご協力を願いいたします。併せて、職域でのB型肝炎ウイルス検査や手術前のB型肝炎ウイルス検査の結果通知に際しての周知・広報の必要性を指摘されていることを踏まえ、関係団体等を通じて、これらの周知・広報の機会の確保の依頼についてもご協力いただきますようお願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法に基づき、給付金の支給を受けるためには、平成29年1月12日までに提訴する必要があるが、現下の請求状況を踏まえると、未だ提訴に至っていない方が多数存在すると考えられる。また、平成27年3月に、国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団との間で、死亡又は肝がん・肝硬変の発症から20年を経過した方に対する取扱いについて、新たに、基本的な合意を締結した。

このため、請求期限を五年間延長するとともに、当該合意に従い、発症等から20年を経過した方に対しても給付金の支給を行うものである。

第2 改正の概要

1 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限の延長

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を五年間延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすること。（第5条関係）

（1） 平成34年1月12日

（2） 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを平成34年1月12日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額に係る区分の新設

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額について、次に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額を新設すること。（第6条第1項第2号、第4号及び第5号関係）

（1） B型肝炎ウイルスに起因して、重度の肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者のうち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者 900万円

（2） B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変に罹患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、現に当該肝硬変に罹患しているもの又は現に当該肝硬変に罹患していないが、当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの 600万円

（3） B型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変に罹患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から20年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であって、（2）に掲げる者以外のもの 300万円

3 長期借入金の借り入れ可能期間の延長

社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借り入れ可能期間を5年間延長すること。（附則第4条第1項関係）

4 その他

その他所要の改正を行うこと。

5 施行期日等

(1) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。ただし、第5条第1号並びに附則第4条第1項及び第2項並びに第5条（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行するものとすること。（附則第1条関係）

(2) 経過措置

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第2条及び第3条関係）

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(概要)

1 改正の趣旨

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者等に対する給付金の請求期限について、現下の請求状況等を勘案して延長するとともに、給付金の支給対象について拡大する等の措置を講ずるもの。

2 改正の概要

(1) 給付金の請求期限の延長

給付金の請求期限(平成29年1月12日までに提訴)を、**平成34年1月12日まで、5年間延長する。**

- B肝特措法の対象者の認定は、裁判上の和解手続き等で行う。
- 現下の請求状況を踏まえると、対象者の多くが提訴していないと考えられる。
 - ・推計対象者数の約45万人に対し、提訴者実績は約3万人(平成28年1月現在)
 - ・提訴件数は平成27年度に入って増加傾向にあり、毎月約1000件程度

(2) 給付金の支給対象の拡大

死亡又は発症後提訴までに20年を経過した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者等に対する給付金額を法律上新たに位置づける。

- 平成27年3月27日に、国と原告団・弁護団との間で、死亡又は発症後提訴までに20年を経過した「死亡・肝がん・肝硬変」の患者等に和解金を支払うこと及びその金額等を合意済み。

【現行】		
	右以外	発症後20年が経過した者
死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	定めなし
肝硬変(軽度)	2,500万円	定めなし
慢性肝炎	1,250万円	300万円(150万円*)
無症候性キャリア	600万円	50万円

➡

【改正後】	
右以外	発症後20年が経過した者
3,600万円	900万円
2,500万円	600万円(300万円*)
1,250万円	300万円(150万円*)
600万円	50万円

*現にり患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付金額。

3 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(一部公布日施行)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百一十六号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
	(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限) 第五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。 一 この法律の施行の日から起算して十年を経過する日(次号において「経過日」という。) 二 (略)
(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額) 第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 次のイからハまでに掲げる者 三千六百万円 イ B型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者(次号イに掲げる者を除く。) ロ B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者(イ並びに次号イ及びロに掲げる者を除く。) ハ B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限り)に罹患した者(イ及びロ並びに次号に掲げる者を除く。) 二 次のイからハまでに掲げる者 九百万円 イ B型肝炎ウイルスに起因して、死亡した者のうち、当該死亡した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者	(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限) 第五条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給の請求は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに行わなければならない。 一 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日(次号において「経過日」という。) 二 (略)
(新設)	(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額) 第六条 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の額は、次の各号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変(重度のものに限る。)若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者(当該肝硬変(当該肝がんに罹患した者にあっては、当該肝がん)を発症した時(当該死亡した者にあっては、当該死亡した時)から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者を除く。) 三千六百万円

口 B型肝炎ウイルスに起因して、肝がんに罹患した者のうち、当該肝がんを発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（イ及び前号イに掲げる者を除く。）

八 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）に罹患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（イ及び口並びに前号イ及び口に掲げる者を除く。）

三 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）に罹患した者（前二号、次号及び第五号に掲げる者を除く。）一千五百万円

四 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）に罹患した者（うち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該肝硬変に罹患しているもの又は現に当該肝硬変に罹患していないが、当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの（これらの者のうち、第一号及び第二号に掲げる者を除く。）六百万円

五 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）に罹患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号、第二号及び前号に掲げる者を除く。）三百万円

六 慢性B型肝炎に罹患した者（前各号、次号及び第八号に掲げられた者を除く。）一千二百五十万円

七 慢性B型肝炎に罹患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該慢性B型肝炎に罹患しているもの又は現に

二 B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものを除く。）に罹患した者（当該肝硬変を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変（重度のものに限る。）若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者を除く。）一千五百万円
(新設)

三 慢性B型肝炎に罹患した者（当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者を除く。）一千二百五十万円
四 慢性B型肝炎に罹患した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該慢性B型肝炎に罹患しているもの又は現に

当該慢性B型肝炎に罹していないが、当該慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの（これらの者うち、第一号から第五号までに掲げる者を除く。）三百万円

八 慢性B型肝炎に罹した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（第一号から第五号まで及び前号に掲げる者を除く。）百五十万円

九 前各号に掲げる者以外の者（集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者については出生の時、母子感染者に類する者にあっては当該感染の原因となつた事実が発生した時として厚生労働省令で定める時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者を除く。）六百万円

十 前各号に掲げる者以外の者 五十万円

2 (略)

（追加給付金の支給）

第八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者であつて、B型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号、第三号又は第六号のいずれかに該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給する。

2 (略)

当該慢性B型肝炎に罹していないが、当該慢性B型肝炎の治療を受けたことのあるもの（これらの者うち、B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんに罹り患し、又は死亡した者を除く。）三百万円

五 慢性B型肝炎に罹した者のうち、当該慢性B型肝炎を発症した時から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者（あって、前号に掲げる者以外のもの（B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんに罹り患し、又は死亡した者を除く。）百五十万円

六 前各号に掲げる者以外の者（集団予防接種等の際の注射器の連続使用の時（母子感染者については出生の時、母子感染者に類する者にあっては当該感染の原因となつた事実が発生した時として厚生労働省令で定める時）から二十年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者及びB型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんに罹り患し、又は死亡した者を除く。）六百万円

七 前各号に掲げる者以外の者（B型肝炎ウイルスに起因して、肝硬変若しくは肝がんに罹り患し、又は死亡した者を除く。）五十万円

2 (略)

（追加給付金の支給）

第八条 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者であつて、B型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたものに対し、その者の請求に基づき、追加給付金を支給する。

2 (略)

(追加給付金の支給手続)

第九条 追加給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、第六条第一項第一号、第二号又は第六号のいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならない。

(追加給付金の請求期限)

第十条 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号、第三号又は第六号のいずれかに該当するに至つたことを知つた日から起算して二年以内に行わなければならぬ。

(追加給付金の額)

第十一条 追加給付金の額は、第六条第一項第一号、第三号又は第六号に掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、同項第一号、第三号又は第六号に定める額から、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 初めて追加給付金の支給を受ける場合 第三条第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（第六条第一項第一号、第四号、第五号、第七号、第八号又は第十号に掲げる者に対して支給されたものを除く。次号において同じ。）の額

二 （略）

(定期検査費の支給)

第十二条 支払基金は、確定判決等において第六条第一項第十号に該当する者であることを証された特定B型肝炎ウイルス感染者（

(追加給付金の支給手続)

第九条 追加給付金の支給の請求をするには、厚生労働省令で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して、第六条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当していることを証明する医師の診断書を提出しなければならぬ。

(追加給付金の請求期限)

第十条 追加給付金の支給の請求は、その請求をする者が、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金の支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者がB型肝炎ウイルスに起因して新たに第六条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたことを知つた日から起算して二年以内に行わなければならぬ。

(追加給付金の額)

第十一条 追加給付金の額は、第六条第一項第一号から第三号までに掲げる特定B型肝炎ウイルス感染者の区分に応じ、同項第一号から第三号までに定める額から、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

一 初めて追加給付金の支給を受ける場合 第三条第一項の規定により支給された特定B型肝炎ウイルス感染者給付金（第六条第一項第四号、第五号又は第七号に掲げる者に対して支給されたものを除く。次号において同じ。）の額

二 （略）

(定期検査費の支給)

第十二条 支払基金は、確定判決等において第六条第一項第七号に該当する者であることを証された特定B型肝炎ウイルス感染者（

追加給付金の支給を受けた者を除く。以下「特定無症候性持続感染者」という。)が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「定期検査」という。)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、定期検査費を支給する。

2～5 (略)

附 則

(長期借入金等)

第四条 支払基金は、平成二十四年度から平成三十一年度までの間ににおいて、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 前項の規定による長期借入金は、平成三十三年度までの間に償還するものとする。ただし、平成二十八年度における長期借入金については、平成三十一年度までの間に償還するものとする。

3・4 (略)

(平成二十四年度から平成三十二年度までにおける交付金の財源)

) 第五条 政府は、平成二十四年度から平成三十二年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

追加給付金の支給を受けた者を除く。以下「特定無症候性持続感染者」という。)が、判決確定日等以後に、病院又は診療所から慢性B型肝炎又は肝がんの発症を確認するための定期的な検査であつて厚生労働省令で定めるもの(以下「定期検査」という。)を受けたときは、当該特定無症候性持続感染者に対し、その者の請求に基づき、定期検査費を支給する。

2～5 (略)

附 則

(長期借入金等)

第四条 支払基金は、平成二十四年度から平成二十七年度までの間ににおいて、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 前項の規定による長期借入金は、平成二十八年度までの間に償還するものとする。

3・4 (略)

(平成二十四年度から平成二十八年度までにおける交付金の財源)

) 第五条 政府は、平成二十四年度から平成二十八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

- | | | | | |
|--|--------------|--|--------------|-------------------------------------|
| <p>○森林法等の一部を改正する法律
(四四)</p> <p>○港湾法の一部を改正する法律(四五)</p> <p>○特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律(四六)</p> <p>○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(四七)</p> <p>○合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(四八)</p> | <p>〔政 令〕</p> | <p>○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部の施行期日を定める政令(一一三)</p> <p>○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国的重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行令(一一四)</p> <p>○災害対策基本法施行令の一部を改正する政令(一一五)</p> | <p>〔法 律〕</p> | <p>○更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令(法務三五)</p> |
| 二 | 三 | 三 | 三 | 一 |
| 〔告 示〕 | | | | |
| 〔規 則〕 | | | | |
| 〔省 令〕 | | | | |

◇ 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律 (法律第四六号) (厚生労働省)

1 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金の請求期限を五年間延長し、次に掲げる日のいずれか遅い日までとすることとした。(第五条関係)

(一) 平成三四年一月一二日

(二) 訴えの提起又は和解若しくは調停の申立てを平成三四年一月一二日以前にした場合における当該訴えに係る判決が確定した日又は和解若しくは調停が成立した日から起算して一月を経過する日

2 特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金の額について、次に掲げる特定 B 型肝炎ウイルス感染者の区分に応じた特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金の額を新設することとした。(第六条第一項第二号、第四号及び第五号関係)

(一) B 型肝炎ウイルスに起因して、重度の肝硬変若しくは肝がんに罹り患し、又は死亡した者のうち、当該肝硬変若しくは当該肝がんを発症した時又は当該死亡した時から二〇年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者

九〇〇万円

(二) B 型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変に罹り患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二〇年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、現に当該肝硬変に罹り患しているもの又は現に当該肝硬変に罹していないが、当該肝硬変の治療を受けたことのあるもの 六〇〇万円

(三) B 型肝炎ウイルスに起因して、軽度の肝硬変に罹り患した者のうち、当該肝硬変を発症した時から二〇年を経過した後にされた訴えの提起等に係る者であつて、(二)に掲げる者以外のもの 三〇〇万円

3 社会保険診療報酬支払基金の長期借入金について、借り入れ可能期間を五年間延長することとした。附則第四条第一項関係)

4 その他所要の改正を行うこととした。

5 この法律の施行に際し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第二条及び第三条関係)

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二十日

